

日本聴覚サポート協会 会則

令和3年2月14日制定

第1条（名称）

本会は、日本聴覚サポート協会と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は、会長宅とする。

第3条（目的）

本会は、聴覚障害やその他聴こえづらさを持つ当事者とその家族の為に、家庭療育の助けとなるような情報提供を目的とした活動（事業）を行う。

第4条（活動の種類）

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を実施する。

- （1）聴覚障害に関わる情報を収集しそれらを公開する情報プラットフォームサイト（みみプラネット）の運営
- （2）聴覚障害を支援する家庭学習コンテンツの情報収集と開発
- （3）病院・学校・行政と連携した聴こえづらい世界の啓発運動

第5条（会員）

本会の会員は、次の3種類とする。

- （1）正会員は、この会の目的に賛同し協力することを目的に入会した者とする。
- （2）準会員は、この会の目的を賛助するために入会した者とする。
- （3）応援員は、この会の目的に賛同し、適宜協力する者とする。

第6条（入会）

会員として入会しようとする者は、会長の承認を得たのち、氏名と連絡先を会長に提出するものとする。

第7条（会費）

会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- （1）正／準会員・・・会費無料
- （2）応援員・・・月額300～500円（総会において別に定める）

第8条（退会）

会員は、会長に承認を得れば任意に退会することができる。

第9条（役員）

本会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 監査役 1名
- （3） 会計役 1名

前項に定める役員は、会員の互選により選出する。役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第10条（職務）

会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

監査役は、会の運営及び業務の状況を監査する。

会計役は、会の会計を管理する。

第11条（役員解任）

会は、会則に違反又は会の目的に反する行為があったと認めるときは、総会の議決により役員を解任することができる。

第12条（総会）

本会の総会は、正会員を持って構成し、年に2回（8月・3月）開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

総会は、以下の事項について議決する。

- （1） 予算、決算に関すること。
- （2） 役員を選任に関すること。
- （3） 会則に関すること。
- （4） その他会務運営上必要な事項

第13条（議事録）

総会の議事については、議事録を作成する。

第14条（委任と変更）

この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

第15条（事業年度）

本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第16条（資産）

この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他収入

第17条（解散）

この会は、次に掲げる自由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

総会の議決により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認を得られなければならない。

附 則

- 1 この会則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 会の初年度の会計年度は、令和3年4月1日から翌年3月31日までとする。

以上